

審 査 基 準

平成26年 3 月 20日 作成

法 令 名 : 警備業法
根 拠 条 項 : 第23条第 4 項
処 分 の 概 要 : 合格証明書の交付
原権者 (委任先) : 京都府公安委員会
法 令 の 定 め : 警備業法第23条第 5 項、第22条第 4 項、第 7 項、第 3 条第 1 号～第 7 号 (合格証明書の交付の要件)、警備員等の検定等に関する規則第14条 (合格証明書の交付の申請)
審 査 基 準 :
標 準 処 理 期 間 : 30日
申 請 先 : 申請書は、あなたの住所地又はあなたが警備員である場合は属する営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課 (係) 窓口にて提出してください。
問 い 合 わ せ 先 : 生活安全部生活安全企画課許可等事務審査室防犯営業係 (電話 075-451-9111 内線3033)
備 考 :